

議案第68号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更するものであります。

令和2年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>附 則(令和2年5月25日総行市第45号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合 北部会山衛生センター組合</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村総合事務組合 十勝中部広域水道企業団</p> <p>(略)</p> <p>釧路白糖工業用水道企業団 南空知葬斎組合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則(令和2年5月25日総行市第45号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合 <u>山越郡衛生処理組合</u></p> <p>北部会山衛生センター組合</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村総合事務組合 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u></p> <p>十勝中部広域水道企業団</p> <p>(略)</p> <p>釧路白糖工業用水道企業団 <u>札幌広域圏組合</u></p> <p>南空知葬斎組合</p> <p>(略)</p>